導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南大隅町は平成１７年３月に旧根占町と旧佐多町が合併した町で、古くから農林水産業を中心に製造業、商業が共に栄えた町である。

南大隅町の平成２７年度における全就業者数は3,443人で、その内訳は農林水産業の第一次産業が３４．１％（全国4.0％）、建設業と鉱工業からなる第二次産業が１４．７％（全国25.0％）、残り５１．２％（全国71.0％）が第三次産業となっています。全国の産業構成と比べると、第一次産業の割合が高く、第二次産業の割合が低いことが特徴となっている。

人口については、昭和２５年の24,924人をピークに、平成２７年には7,608人となり、今後も減少していく傾向にある。また、高齢化も進んでおり、平成２７年度鹿児島県の２９.４％と比較しても４５.６％と高齢化率も鹿児島県内で１番目に高い数字となっている。

これまで、各地区では、各種産業を中心に地域の活性化や交流が図られてきたが、インフラの整備やコンビニエンスストア、量販店の進出に加え、消費者のライフスタイルの多様化、情報社会の進展、流通システムの変革等、環境は大きく変化しており、町内の各種中小事業者は厳しい状況が続き、さらに、労働力や後継者不足が問題となっており、産業基盤が失われていく状況になっている。

このような状況の中、各種中小事業者に対して先端設備等の導入による抜本的な生産性の向上を図ることにより労働力や後継者不足に対応した事業を展開する必要があり、中小事業者を側面から支援するような仕組みが課題となっている。

（２）目標

生産性向上特別措置法第３７条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小事業者の先端設備等の導入を促すことで、衰退しつつある事業者の活性化を図り、さらに雇用や地域の活性化、経済の発展を目指し、これを目的として、計画期間中３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性を年平均３％向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

　　南大隅町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が南大隅町の経済や雇用を支えており、これらの産業で幅広く事業者の生産性向上を目指す必要がある。したがって、多様な産業が多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

南大隅町の産業は、海岸沿線や平地、山間部など、広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実施する観点から本計画の対象地域は南大隅町全域とする。

（２）対象業種・事業

南大隅町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり多様な業種が南大隅町の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実施する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、ITによる効率化、省エネの推進、市町村の枠組みを超えた海外輸出を見据えた連携等、多種多様である。よって、本計画においては、労働生産性が年平均３％以上の向上が見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国の同意を得た日から３年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間のいずれかとする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

（２）公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

（３）町税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定対象としない等、納税の公平性に配慮する。

（４）環境を悪化させると認められるものについては「南大隅町ふるさと環境美化条例」の方針に基づき、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、環境の保全や景観の維持に配慮する。